

令和4年度

茨木市監査結果報告書

令和5年(2023年)5月

茨木市監査委員

監 報 第 2 号
令和 5 年 5 月 23 日

茨木市議会議長 下 野 巖 様

茨木市監査委員	定 兼	徹
同	伊 藤	真 紀
同	坂 口	康 博
同	米 川	勝 利

令和 4 年度監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、令和 4 年度監査を実施し、同条第 9 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり決定しましたので、提出します。

地方自治法第199条第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監査を実施し、監査委員の意見を決定しました。なお、監査は、茨木市監査基準に準拠して行いました。

I 事務監査（定期監査及び行政監査）

第1 監査の対象等

監査の対象及び監査期間は、次表のとおりです。

なお、対象部課名は監査実施時点のものです。

	監査の対象	監査期間
第1回	建設部 建設管理課 道路課 下水道総務課 下水道施設課 教育総務部 教育政策課 施設課 社会教育振興課 学校教育部 学校教育推進課 消防本部 予防課 消防署 救急救助課	令和4年 8月26日 ～ 10月7日
第2回	企画財政部 政策企画課 財産活用課 情報システム課 まち魅力発信課 健康医療部 医療政策課 健康づくり課 会計室 市議会事務局 総務課 水道部 営業課 浄水課	令和4年 10月11日 ～ 11月18日
第3回	市民文化部 市民生活相談課 スポーツ推進課 人権・男女共生課 こども育成部 こども政策課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 都市整備部 都市政策課 居住政策課 審査指導課	令和4年 11月21日 ～ 令和5年 1月12日
第4回	総務部 総務課 法務コンプライアンス課 資産税課 収納課 福祉部 地域福祉課 生活福祉課 福祉指導監査課 産業環境部 商工労政課 環境政策課 資源循環課	令和5年 1月13日 ～ 2月22日

第2 監査の着眼点

(1) 監査項目の抽出は、監査対象に係るリスクを考慮した上で、以下の点を重点項目として、歳入歳出予算要求書、予算執行状況表等により行いました。

- ・収入（調定、徴収、滞納整理及び現金出納）事務の処理状況
- ・非常勤嘱託員の報酬等支給事務及び出退勤管理事務の処理状況
- ・旅費支給及び復命事務の処理状況
- ・契約手続及び履行確認事務の処理状況
- ・負担金、補助金及び交付金の事務の処理状況

(2) 監査に当たっては、財務会計事務に係る執行手続の適否に主眼点を置き、定期監査に行政監査の視点を加味して、適法性のほか、経済性、効率性、有効性の観点から実施しました。

また、個々の指摘により、改善を求めるだけでなく、担当部課の改善取組や事故等の未然防止が促進できるよう、内部統制の観点から監査を実施しました。

第3 監査の実施内容

(1) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴きながら実施しました。

(2) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施しました。

(3) 議会選出の監査委員については、前任の塚理氏及び安孫子浩子氏が、第3回までの監査を実施しました。

第4 監査の結果

法令等に違反しているものと認められるもの、その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるものについては、指摘事項としました。

指摘事項に該当するが、その程度が軽微なものについては、注意事項としました。

経済性、効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認められるもの、その他監査委員が特に要望する必要があると認められるものについては、委員意見を付しました。

事務の執行については、監査した限りにおいて、指摘事項、注意事項及び委員意見を除き、おおむね適正に行われていました。

指摘事項、注意事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものです。

なお、本報告書には指摘事項及び委員意見のみを記載しています。

指摘事項等は、すべて監査実施時点のものです。

<第1回 建設部>

【建設管理課】

[法定外公共物占用料]

(指摘事項)

◎ 法定外公共物占用料の減免及び減免割合の根拠条項が誤っていた。

[茨木市現況平面図修正業務委託料]

(指摘事項)

◎ 受託者は、作業計画書並びに工程表を市に提出し、承認を得なければならない(仕様書第6条)としているが、承認をしていなかった。

[ブロック塀等撤去事業補助金]

(委員意見)

◎ 提出書類チェックシートをホームページで公開し、補助申請時に提出を求めているが、交付申請額欄について、「通学路か否か不明の場合は、空欄にして下さい。」と記載していた。空欄である場合その書類は不完全なものであることから受理することができないとも考えられる。誤解を生じさせかねない不正確な記入方法の記載を改められたい。

【道路課】

[行政財産の目的外使用料]

(指摘事項)

◎ 行政財産の使用を許可することができる場合は、茨木市財務規則第202条において、条件に該当する場合に限るものとしてされており、また、同条第5号では、条件に該当しない場合であっても市長が特に必要があると認める場合は許可できるとされている。

本件目的外使用の許可は、市長が特に必要があると認める場合に該当するとのことで許可しているが、起案文書等に、特に必要があると認める判断をした根拠を記載していなかった。

当該事例については、平成30年度定期監査においても委員意見を付しており、担当課からは「起案決裁において、特に必要があると認める判断をした根拠を明記いたします。」という回答があったにもかかわらず、改善がなされていなかった。

[市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料、
市道松下町西穂積線給水施設機能復旧修繕料、
市道松下町西穂積線排水施設機能復旧修繕料(その2)]

(指摘事項)

◎ 修繕料を支出負担行為で執行する場合、修繕の緊急性の理由を記載した理由書を添付しなければならない(財務事務 庶務担当者説明会資料)とされているが、添付していなかった。

- ◎ 一者特命随意契約を行う場合は、随意契約理由について詳しく具体的な説明を記載すること（契約事務 庶務担当者説明会資料）とされているが、説明を記載していなかった。

（委員意見）

- ◎ 当該3件の修繕工事は、いずれも立ち退きに伴う給排水施設の移設工事であり、工事の必要性は当初から予見できたため、一括して発注することが可能であったと考えられるにもかかわらず、修繕箇所ごとに個別の契約を締結していた。

一つの契約で実施可能な工事を分割して発注すると、一件あたりの契約金額が下がり、意図的な過少決裁や競争入札の回避が行われたのではないかとの疑念を市民に抱かせかねない。安易な分割発注は厳に慎まれない。

- ◎ 支出負担行為による修繕料の執行は、緊急を要する少額のもので執行何処理ができなかった場合にのみ例外的に認められる処理である。道路課においては、修繕料で執行する修繕工事は全て支出負担行為で執行しているとのことであるが、修繕料の執行にあたっては、金額や緊急性を吟味し、内容に応じて適切に事務処理を行われたい。

- ◎ 道路課において、修繕料で執行する修繕工事については、仕様書を作成していなかった。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するということは、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものである。仕様を明文化し、意思疎通に齟齬の発生しないよう努められたい。

- ◎ 相手方に着工届や完了通知書等を提出させているが、提出に関する規定が明文化されていなかった。業務上必要な書類であれば、記載内容や提出時期等について明文化し、相手方に示されたい。

【下水道総務課】

[受益者負担金、受益者分担金、公設浄化槽分担金]

（委員意見）

- ◎ 債権管理台帳について、権限者による確認が行われていなかった。内部統制の観点から、権限者が都度確認し、確認したことの記録を残されたい。

[受益者負担金]

（指摘事項）

- ◎ 督促状は、下水道事業受益者負担金督促状（様式第7号）によるものとする（茨木市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則）としているが、滞納者に発送した督促状の審査請求に関する教示内容が誤っていた。

【下水道施設課】

[茨木市テレメータ保守点検業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 契約締結伺において、契約書の条項の決裁を受けていなかった。
- ◎ 契約保証金について、免除する（契約書第5条）としているが、契約締結伺等に免除理由の記載がなかった。

(委員意見)

- ◎ 見積要項書において、見積書の提出方法を郵送可としていたが、提出を令和4年3月30日の午前9時から午後4時に限定していた。また、実際の受付にあたっては、提出のあったときにその日付で受付印を押印していたが、提出時間について管理していなかった。見積書の提出日を限定することは、それ以前の提出が無効になるという重要事項であり、郵送提出にはそぐわないと考えられる。提出期限の記載について留意されたい。
- ◎ 見積要項書において、随意契約要項書における注意事項の内容を遵守すること（注意事項6）としているが、相互の内容及び実際の事務との矛盾が見受けられた。契約事務に際しては安易に前年度の内容を踏襲せず、契約事務に関する資料の標準例等を参考に、必要な内容を過不足なく記載し、正しい事務執行となるよう留意されたい。

[水路浚渫等包括的業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 見積要項書において、単価表を見積金額の内訳として同封すること（注意事項1）とし、見積依頼業者に単価表の様式を送付しているが、見積徴収起案で決裁を受けた様式と異なるものを誤って送付したとのことであり、その結果、見積者から提出された単価表中、工種の名称が誤っていた。
- ◎ 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第7条）としているが、第三者が業務の一部を実施しているにもかかわらず、承諾に係る手続きをさせていなかった。
- ◎ 仕様書に明確に記載のない業務について、変更契約を締結せずに実施させていた。

(委員意見)

- ◎ 本件業務委託について、産業廃棄物の処理費用は処分量より算出（仕様書別紙3）することや、午後5時15分から翌朝8時45分までの作業は夜間単価とする（仕様書別紙6）ことを仕様書に記載しているにもかかわらず、単価表には当該単価の設定をしていないなど、仕様が実務と一致していない事例が見受けられた。また、案件ごとに必要な材料や人員などが異なる業務は、必要経費も案件ごとに異なる可能性があるが、共通の単価設定としている事例も見受けられた。

契約全体の整合性が取れていないと考えられるので、委託業務の内容を整理し、仕様を見直されたい。

<第1回 教育総務部>

【教育政策課】

[小・中学校トイレ清掃業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 委託料の支払いについては、支払方法は月払とし、実施月に係る清掃業務実施報告書による履行確認後に支払うものとする（仕様書6）としており、作業1回あたりの単価に実施月の作業回数を乗算して得た額を支払っているが、契約書に作業1回あたりの単価や、月払の支払額の算出についての規定を設けていなかった。

【施設課】

[中学校施設使用料]

(指摘事項)

- ◎ 使用料について、計算誤りにより過小及び過大請求となり、その過小及び過大請求の調整を翌月以降の使用料の減額及び増額で行っている事例が多数見受けられた。
- ◎ 教育施設等を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の前月の初日から使用しようとする日の7日前までに茨木市教育施設等使用許可申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない（茨木市教育施設等使用条例施行規則第4条）とされているが、申請期間外の申請を受付け、使用を許可している事例が見受けられた。
- ◎ 教育委員会は、教育施設等の運営に支障のない範囲で当該教育施設等の使用を許可するものとする（茨木市教育施設等使用条例施行規則第5条）とされ、学校の施設及び設備の貸与は、校長の意見をきき教育委員会が許可する（茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第9条）ものであり、学校教育施設等の許可に関することは、施設課長の専決事項とされている（茨木市教育委員会所管事務委任、専決等に関する規則第5条）が、許可書の交付を各学校で行っていた。
- ◎ 市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とされ、同条例施行規則では、その事項として債権の発生及び徴収に係る履歴が規定されているが、台帳に督促を行った記録をしていない事例が見受けられた。

[通学路交通専従業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品の購入及び役務の提供に関する契約は、発注見通し及び契約締結前にあつては、契約の名称、契約内容、契約相手方の決定方法、選定基準、申請方法、並びに契約締結後にあつては、契約の名称、契約の相手方となった者の名

称、契約金額、契約内容、契約の相手方となった理由を、情報ルームに備え置く方法で公表する（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関する契約等の公表実施要綱第2、第3、第4）とされているが、公表していなかった。

【社会教育振興課】

[公民館講座受講料]

(指摘事項)

- ◎ 講座を受講しようとする者は、教育委員会に茨木市公民館定期講座受講申込書を提出しなければならない（茨木市立公民館定期講座開設要綱第9）としているが、講座受講申込書を提出させていない事例が見受けられた。

[小豆島町との子ども交流事業にかかるバス借上料]

(指摘事項)

- ◎ 決裁済みの支出負担行為を変更する場合の決裁は、増額の場合は変更後の金額、減額の場合は変更前の金額による専決区分となります（財務事務庶務担当者説明会資料）とされているが、減額変更の変更契約伺を変更前の部長決裁ではなく、課長決裁としていた。

<第1回 学校教育部>

【学校教育推進課】

[外国人児童生徒対象授業通訳者派遣事業報償金]

(委員意見)

- ◎ 学校教育推進課では、学校長からの申請により通訳者の派遣を決定した時、学校長に対しては派遣決定の通知、また、通訳者に対しては通訳の依頼を文書で行っているが、手続が遅延している事例が見受けられた。

要綱等には、派遣の決定及び通訳の依頼についての規定がないことから、事務処理を明確にするため、派遣の決定及び通訳の依頼について、要綱等に規定されたい。

[外国語指導講師派遣業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 長期継続契約の手続きにおいて、執行伺には当該契約に係る当年度予算額と契約期間全体の予定総額を併記すること（長期継続契約事務にあたっての留意事項）とされているが、契約期間全体の予定総額を併記していなかった。
- ◎ 受託者は、契約締結時に、この契約書に記載する契約代金額の内訳書を作成し、市に提出しなければならない（契約書第8条第1項）としているが、契約代金内訳書を提出させていなかった。
- ◎ 受託者は、契約締結時に業務計画書を作成し、市に提出し、その承諾を

受けなければならない（契約書第8条第2項）としているが、業務計画書を提出させておらず、承諾していなかった。

- ◎ 市は、受託者から第7条第1項の規定による完了報告書の提出を受けたときは、受託者の立会いの上、仕様書に基づき検査を行うものとする（契約書第37条第2項）としているが、検査を行っていないかった。

<第1回 消防本部>

【予防課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第1回 消防署>

【救急救助課】

[救急活動事後検証報償金]

(指摘事項)

- ◎ 報償費の支出については、文書管理システムでの実施起案が必要（財務事務 庶務担当者説明会資料）とされているが、文書管理システムによる実施起案をしていなかった。

[ストレッチャー保守点検手数料]

(指摘事項)

- ◎ 契約締結伺において、仕様書を添付せずに決裁していた。

<第2回 企画財政部>

【政策企画課】

[会計年度任用職員報酬]

(指摘事項)

- ◎ 所属長は、会計年度任用職員の任用を必要とするときは、その日の10日前までに任命権者に任用申請書を提出しなければならない（茨木市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則第6条第1項）とされているが、当該会計年度任用職員について、任用申請を行っていないかった。

【財産活用課】

[スマートロックシステム使用料]

(指摘事項)

- ◎ 本件使用料は、システム導入時の導入業務委託仕様書において、令和4

年度以降の管理システム利用に係る契約は別途締結する（仕様書第1章4）こととしている。しかしながら、令和4年度の使用料の見積徴取や利用契約の締結等の事務手続きを行っていなかった。

- ◎ 支出負担行為決議書に、本来添付すべき資料ではなく、本件使用料と関係のない資料を添付していた。

【情報システム課】

[アマゾンウェブサービス（AWS）利用料]

(指摘事項)

- ◎ 契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされているが、免除根拠を記載していなかった。
- ◎ AWS利用料は、利用実績に応じた従量課金であるため、契約締結時には支出額が確定しておらず、そのように支出額が確定しないものについては、文書管理システムでの実施起案が必要（財務事務 庶務担当者説明会資料）とされているが、令和4年度分について文書管理システムによる実施起案をしていなかった。

【まち魅力発信課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第2回 健康医療部>

【医療政策課】

[災害医療コーディネート研修に係る業務委託料、
病院誘致に係るコンサルティング業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、業務開始前に仕様書に定めた書類を本市に提出し、承認を受けるものとしているが、承認をしていなかった。

[病院誘致に係るコンサルティング業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。

本件業務委託については、契約保証金について、免除する（契約書第5条）としているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。

【健康づくり課】

[特定健診受診勧奨事業業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りではない（契約書第7条）としているが、再委託の承認申請について、承認が大幅に遅延していた。
- ◎ 通知物は3回に分けて発送する。各回の発送対象者数については、市の承認を受けることとする（仕様書第4(2)イ）としているが、承認の意思決定を行っていなかった。
- ◎ 随意契約要項書の契約保証金欄が記載されていなかった。

(委員意見)

- ◎ 本件業務委託においては、受託者より、受診勧奨通知の印刷・発送について第三者に再委託することの申請がされ、市は、再委託事業者名や再委託業務の範囲、個人情報取り扱いの有無で判断し、再委託を承認している。受診勧奨通知の印刷・発送業務には、個人情報の取扱があることから、承認にあたっては、以下の条件等を附すなどとしたうえで、より厳密な承認審査の実施を検討されたい。
 - (1)本市情報セキュリティに関する特記仕様書を含む個人情報保護の原契約の規定を再委託先に順守させること。
 - (2)再委託先が、更に業務を委託することを禁止すること。
 - (3)受託者が、再委託先の行為に対して責任を負うことを明確化すること。

<第2回 会計室>

【会計室】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第2回 市議会事務局>

【総務課】

[茨木市議会ペーパーレス会議システム利用料]

(指摘事項)

- ◎ 契約を締結しようとするときは、対価の額等を記載した契約書を作成しなければならない（茨木市財務規則第127条第1項及び同項第4号）とされている。本件利用料については契約期間を1年間とする総価契約であり、見積額の100分の110の額を契約締結額として意思決定していた。しかしながら契約書に対価の額である契約締結額を記載していなかった。

<第2回 水道部>

【営業課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【浄水課】

[十日市浄水場安威系送水ポンプ吐出電動弁修繕料]

(委員意見)

- ◎ 相手方に業務着手届、工程表及び業務計画書を提出させているが、提出に関する規定が明文化されていなかった。業務上必要な書類であれば、記載内容や提出時期等について明文化し、相手方に示されたい。

[十日市浄水場脱水ケーキ埋立処分手数料]

(指摘事項)

- ◎ 契約事務では、相手方は原則、競争・比較により選定するものであるため、一者と随意契約を行う場合は、必ず「唯一の業者である」旨を記載してください（財務事務の留意点について 庶務担当者説明会資料）とされている。本件処分手数料では、一者による特命随意契約を行っているが、契約の方法及び随契契約理由を、起案文書に記載していなかった。
- ◎ 本市水道部と契約を締結する者は、当該契約に係る契約金額の100分の5以上の契約保証金を、契約締結の際、納付させるものとする（茨木市水道事業契約規程第30条第1項）とされているが、管理者は、一定の要件に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる（同規程第31条）とされている。本件処分手数料では、契約保証金を免除しているが、契約保証金について、起案文書に記載していなかった。

<第3回 市民文化部>

【市民生活相談課】

[狂犬病予防注射済票交付手数料]

(指摘事項)

- ◎ 現金出納員が、日々窓口にて現金を収納する場合について、調定の時期は月単位を限度とする（会計事務 庶務担当者説明会資料）とされているが、調定の時期が大きく遅延している事例が見受けられた。

[路上喫煙防止対策マナー推進員配置業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 契約解除時の違約金額は、委託料の100分の5以上とする（一般業務委託契約書見本）とされているが、本件委託契約の違約金額を、100分の5以上としていなかった。

【スポーツ推進課】

[福井市民体育館使用料]

(指摘事項)

◎ 本件使用料の徴収業務について、福井市民体育館管理等業務の受託者に委託し、その旨を告示しており、告示文において収納の方法を「利用者から体育館使用料を徴収し、金融機関に入金する」としている。しかしながら、告示の内容と管理等業務委託の内容が一致していなかった。

◎ 本件使用料について、団体の代表者の住所が市外であるときの使用料の額は、別表に規定する使用料の額に当該使用料の10割の額を加算した額とする（茨木市立市民体育館条例第15条第2項）とされている。

しかしながら、団体の代表者が本市に在勤または在学の場合、住所が市外であっても料金の加算をしない取扱いとしていた。

[市民プールのあり方に係る整備方針検討業務委託料]

(指摘事項)

◎ 仕様書において、監督職員の承諾や承認を得ることを受託者に義務付けているが、承認にかかる起案・決裁を行っていなかった。

[謎解きウォーキング実施業務委託料]

(指摘事項)

◎ プロポーザル方式による契約事務について、候補者決定後、担当課は、決定した候補者と当該業務において協議を行い、候補者からの提案内容、協議内容等に基づいて仕様書を作成する（提案・協議内容を反映した仕様書を必ず作成すること。）（茨木市プロポーザル方式の実施に関する留意事項12）とされている。

しかしながら、提案内容及び協議内容を反映した仕様書としていなかった。

(委員意見)

◎ 本業務委託はプロポーザル方式により選定した候補者と契約締結しているが、本業務におけるイベント内容や景品の内容等について、仕様書に具体的に規定しておらず、契約締結後に受託者に対し工夫することを求めたり、受託者からの提案を受けて協議の上、決定することとしている。

しかしながら、協議の記録や、提案を受けて決定するにあたり意思決定した記録を残していなかった。行為の正当性を証するためにも、意思決定の内容を起案・決裁のうえ保存されたい。

[短期ウォーキングサークル運営業務委託料、ウォーキング講習会等実施業務委託料]

(委員意見)

◎ ウォーキングの指導等を行う講師の人数について特に指定していなかった。安全性や指導効果を考慮したうえで、人数を規定した仕様書を作成されたい。

[短期ウォーキングサークル運営業務委託料]

(委員意見)

- ◎ 業務実施日時について、詳細な日時は市と受託者との協議の上、決定する（仕様書2）としており、また、業務実施場所について、市が指定する場所（仕様書3）としている。しかしながら、協議の記録や、権限者による意思決定の記録を残していなかった。行為の正当性を証するためにも、意思決定の記録を作成し、起案・決裁のうえ保存されたい。

【人権・男女共生課】

[豊川いのち・愛・ゆめセンター使用料]

(委員意見)

- ◎ 運用金の管理について、金種の内訳は都度変動することから、金種表を作成するなど管理の記録を残すとともに、内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残すよう検討されたい。

[茨木市多文化共生支援事業業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書及び委託料請求書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、市は、前項の委託料の請求が正当であると認めたときは、請求のあった日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払うものとする（同条第2項）としているが、7月支払分について、実績報告書が提出されていないにもかかわらず、委託料を支払っていた。

(委員意見)

- ◎ 委託業務の実施日、実施時間及び実施場所について、市と受託者の協議に基づき決定する（仕様書4）としているが、協議の記録や、権限者による意思決定の記録を残していなかった。行為の正当性を証するためにも、意思決定の記録を作成し、起案・決裁のうえ保存されたい。

<第3回 こども育成部>

【こども政策課】

[ヤングケアラー調査業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 本件業務委託において、受託者は、本業務の実施に先立ち、本市と日程及び具体的な内容の事前調整を行ったうえで実施計画書を作成し本市の許可を得ること（仕様書7(4)）としているが、業務の実施に先立ち、許可にかかる意思決定を行っていなかった。
- ◎ 公募型プロポーザル方式では、執行伺の起票を事前協議後、選定会議の設置までに行う手順とされている（公募型プロポーザル方式実施フロー）

が、企画提案の審査後に起票しており、大幅に遅延していた。

(委員意見)

◎ 本件業務委託において、受託者は、本業務の実施に先立ち、本市と日程及び具体的な内容の事前調整を行ったうえで実施計画書を作成し本市の許可を得ること（仕様書7(4)）としている。

しかしながら、ヤングケアラー実態調査の委託内容に法令等で禁止されていることが見受けられないため、禁止の解除である「許可」は適切とはいいがたいと考えられるので、仕様書の文言について整理されたい。

【保育幼稚園総務課】

[日本スポーツ振興センター共済掛金]

(指摘事項)

◎ 日本スポーツ振興センターの共済掛金は、児童が5月1日に在籍している保育所・園で支払うこととなっており、5月1日付けで市立保育所から私立認定こども園へ転園した児童の4月中に納付された共済掛金は還付しなければならないが、還付していない事例が見受けられた。

【保育幼稚園事業課】

[私立保育所利用者負担額滞納繰越分]

(指摘事項)

◎ 収納出納員は、特別の事情がある場合を除くほか、出納取扱店又は収納取扱店における即日又は翌日以後の直近営業日に、納付書にその現金等を添えて払い込まなければならない（茨木市財務規則第31条第2項）とされているが、金融機関等への入金が遅延している事例が見受けられた。

◎ 現金出納簿の差引残高の記入の仕方や月纏め後の残高が誤っていたり、権限者の確認が月に1回のみとなっていたりするなど、現金管理が不適切であった。

◎ 滞納処理経過表に関して、応接者、滞納理由や連絡先などを誰が見てもわかるように簡潔に記載する（債権管理マニュアル強制徴収公債権版）とされているが、応接者の名前が記載されていない事例が見受けられた。

<第3回 都市整備部>

【都市政策課】

[各種冊子頒布収入]

(委員意見)

◎ 金銭出納帳について、権限者による確認が月に1回のみとなっていた。内部統制の観点から、権限者が日々確認することを検討されたい。

[茨木市都市計画マスタープラン及び茨木市立地適正化計画改定業務委託料]

(指摘事項)

- ◎ 受託者は、経験のある主任技術者を定め、発注者の承認を受けるものとする（仕様書7）としているが、承認をしていなかった。

(委員意見)

- ◎ 当該契約は、令和4年度末までを契約期間とした契約であるが、業務自体は複数年度にわたる実施を予定していることから、仕様書に令和5年度及び令和6年度の業務内容についても記載していた。

しかしながら、契約書に添付する仕様書に契約年度以外の業務を記載することは適切とはいいがたいので、記載しないようにされたい。

[茨木市組合等土地区画整理事業補助金]

(委員意見)

- ◎ 当該補助金については、事業計画の変更に伴い変更承認を行っているが、金額の変更を伴わないことから、決裁権者を交付決定時の市長ではなく、都市政策課長としていた。

しかしながら、本件補助金の変更は、設計図や資金計画などの事業計画に係る変更であることから、金額の変更を伴うか否かにかかわらず、交付決定時の決裁権者が変更内容を把握しておく必要があると考えられる。

決裁権者の設定については、変更内容等を勘案し、慎重に検討されたい。

【居住政策課】

[茨木市空家活用事業補助金]

(指摘事項)

- ◎ 本件補助金に係る二次審査は、茨木市空家等対策協議会に諮問しているが、協議会から審査結果についての答申を受理する前に、二次審査結果を申請者に通知していた。

- ◎ 決裁済みの支出負担行為を変更する場合の決裁は、増額の場合は変更後の金額、減額の場合は変更前の金額による専決区分となります（財務事務庶務担当者説明会資料）とされているが、本件補助金の支出負担行為の減額変更を変更前の企画財政部長決裁ではなく、課長決裁としていた。

【審査指導課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

<第4回 総務部>

【総務課】

[本館ほか消防設備借上料]

(指摘事項)

- ◎ 市は、受託者から物品の納入を受けた後、速やかにこれを検査し、物品にかしのないことを確認しなければならない（契約書第3条第1項）としており、受託者から機器承認願が提出されているが、承認にかかる起案・決裁を行っていないかった。
- ◎ 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合は、この限りでない（契約書第5条）としており、受託者から再委託承認願が提出されているが、承認にかかる起案・決裁を行っていないかった。

【法務コンプライアンス課】

[訴訟業務委託料]

(委員意見)

- ◎ 委託料算出にあたって、委任契約書第2条の規定に基づき、委任先の報酬規程に定める基準に従い30%の増額をしているが、増額根拠が不明確であるため、その根拠を示すようにされたい。

【資産税課】

[相続人代表者届等返信用切手]

(委員意見)

- ◎ 切手受払簿について、権限者による都度確認を行っていない事例が見受けられた。切手は、物品のなかでも、換金が容易である性質から、現金と同様の管理を行うことが適当であると考えられる。そのため内部統制の観点から、現金と同様に、権限者は受払の都度確認を行われたい。
- ◎ 相続人代表者届等返信用切手について、受払の記載を、実際に郵便物を発送した時ではなく、返信用封筒の作り置きのために保管場所から取り出した時にしていた。また、そのような作り置きした返信用封筒は切手とは別に保管され、権限者による管理が行われていなかった。切手は、物品のなかでも、換金が容易である性質から、現金と同様の管理を行うことが適当であると考えられるので、管理方法については、切手の使用方法や事務の効率性等を勘案し、検討されたい。

【収納課】

[市税償還金]

(委員意見)

◎ 現金出納簿について、権限者による確認が行われていなかった。内部統制の観点から、権限者が都度確認し、確認したことの記録を残されたい。

また、本件償還金は毎月精算し戻入しているが、戻入したことを現金出納簿に記載していなかったため、記載されたい。

<第4回 福祉部>

【地域福祉課】

[シニアいきいき活動ポイント事業業務委託料]

(委員意見)

◎ 提出された見積書に作成日が記載されておらず、封筒に受付印の押印もなかったことから、日付に関する情報が一切ない状態となっていた。見積書の日付は、作成者がどの時点で内容を記載したかを示すものであり、見積の有効性を確認する上で重要な要素であることから、不備がある場合は、適切に対応されたい。

[茨木市非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付業務委託料]

(委員意見)

◎ 受託者は、業務の実施状況について、日報、月報を作成し、定期的に、市へ報告書を提出すること（仕様書6(5)ウ）としているが、月単位の実績報告書に日ごとの処理件数を記載したものを提出させているのみであった。

日報とは一般的に、業務の進捗状況を把握するために日々提出させるものであり、業務実績を把握するための月報とは目的を異にするため、双方を兼ねることはできないと考えられる。提出物の定義及び必要性について精査されたい。

【生活福祉課】

[生活保護受給者等就労支援事業委託料]

(指摘事項)

◎ 請求書において、住所、商号及び代表者は伝票の相手方と一致すること、また、請求金額の内訳には消費税等の有無を記載すること（会計事務 庶務担当者説明会資料）とされているが、商号が伝票の相手方と一致しておらず、また、消費税等の有無を記載していない請求書を受領し、支払っていた。

- ◎ 受託者は、毎月及び委託期間終了時に、遅滞なく実績報告書及び委託料請求書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としているが、実績報告書を提出させていなかった。

【福祉指導監査課】

[事業所台帳管理システム（障害）改修業務委託料、
事業所台帳管理システム（介護）改修業務委託料]
(指摘事項)

- ◎ 受託者は、業務工程表を作成し、市に提出して、その承認を受けなければならない（契約書第10条）としているが、業務工程表を提出させておらず、承認していなかった。

<第4回 産業環境部>

【商工労政課】

おおむね適正な事務処理が行われていた。

【環境政策課】

[市民環境保全活動推進業務委託料]
(指摘事項)

- ◎ 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第7条）としており、令和5年度ええことカレンダー〈いばらき環境家計簿〉作成業務において、成果品の印刷を第三者に委託しているが、市は承諾をしていなかった。
- ◎ エコライフ入門教室実施事業等において、参加者と講師及びスタッフのための保険に加入する。加入した保険の内容を証明する書類、若しくはその写しを実績報告書と併せて市に提出すること（仕様書5）としているが、提出が大幅に遅延していた。

【資源循環課】

[給水器設置使用料]
(委員意見)

- ◎ 本件給水機については、設置及び撤去に関する要件として、事前の現地確認や打合せ、期間満了時の撤去等の費用について受注者の負担で行うこと（仕様書7(7)）としている。それとは別に、給水機の搬入や設置作業に関する費用は別途市が負担するとのことである。しかしながら、給水機の搬入や設置作業に関する費用を別途市が負担することが仕様書の記載内容では不明瞭であるため、記載内容を明確にされたい。

◎ 普通地方公共団体の契約は、競争入札が原則であるが、性質又は目的が競争入札に適さないもので、特定の事業者を指定して契約を締結する方式は、一般的に一者特命随意契約と呼ばれている。一者特命随意契約は、競争入札に比べて公正な契約の締結が確保されないおそれがあり、また、濫用により不正の温床となり得る等の短所を有していることから、安易に用いることは慎むべきである。

本件給水機設置事業にあたり、本件設置事業者のみを事業実施時に市登録業者とし、一者特命随意契約を用いていることは、令和3年度にモデル設置を行っているという状況に基づいたとしても、公平な契約の締結への疑義を生じさせるものであり、それを払拭させるだけの合理的で客観的な説明がされているとはいいがたいものであった。

普通地方公共団体の契約が競争入札を原則とし、随意契約を用いる条件を限定することについての理解を深め、契約事務への疑義を生じさせることがないよう慎重に事務を執行されたい。

第5 むすび

令和4年度に実施した定期監査等は、地方自治法第199条第2項及び第4項に基づき、茨木市監査基準に準拠して「第2 監査の着眼点」で示したとおりに実施しました。

事務の執行については、「第4 監査の結果」のとおりですが、法令等に違反していると認められるもの、適正を欠く事項で是正する必要があると認められるものとしては、事業の実施にあたって法令や規則、契約書、仕様書等の規定のとおり事務処理をしていない事例が多数見受けられました。

その他に、経済性、効率性及び有効性の観点から検討する必要があると認められるものや、内部統制に課題があると認められるものとしては、仕様書や見積要項書と実務で整合性がとられていない事例や、切手等郵券類の受払いの管理が不明瞭となっている事例、随意契約の業者選定において、選定理由が合理的かつ客観的で明瞭であるとは言い難い事例が見受けられました。

加えて、法令等の違反や適正を欠く事項で、その程度が軽微なものとしては、收受すべき文書に受付印を押印し、文書管理システムに登録したうえで課長の閲覧に供するという、文書管理の基本的な事務ができていない事例が多数見受けられました。

令和4年度は、長く続く新型コロナウイルス感染症に対応した業務の他、光熱水費や各種物価の高騰により前例にない事務執行など、各部・課においては、多大な労力を払われたことと思います。新型コロナウイルス感染症については、終息に向かう兆しが見出されはじめたとはいえ、即座に感染症拡大前のとおりとなるものではなく、今後も様々な施策が必要となると思われませんが、そういった中でこそ、更なる内部統制の充実が望まれます。

以上、本年度定期監査等で指摘や意見を付した事項について、それぞれの部内・課内の抽出した監査項目のみの指摘や意見と捉えるのではなく、市全体の事務においても、同様の事例がないかを改めて確認し、また、職員の資質向上に努めるとともに、より適切かつ効率的で、整合性のある事務執行となるよう、見直しを図り、より良い市民生活と市政の実現に尽力されることを要望します。

II 工事監査

第1 監査の対象等

監査の対象及び監査日は、次表のとおりです。

監査の対象	監査日
市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務	令和4年10月27日

工事概要

- (1) 工事場所 茨木市駅前三丁目9番
- (2) 工事内容 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降設備工事、外構工事等
- (3) 請負業者 竹中工務店・伊東豊雄建築設計事務所共同企業体
- (4) 事業費 15,683,043,200円（消費税等含む）
- (5) 工事期間 令和2年3月4日から令和6年2月29日まで
- (6) 所管部課 企画財政部 市民会館跡地活用推進課

第2 監査の着眼点

令和4年度監査実施計画に基づき、施工中の工事の進捗状況等を考慮して対象工事を抽出し、経済性や効率性の点にも注意しながら、設計・積算の適否、施工状態及び安全管理状況の良否について、実施しました。

第3 監査の実施内容

監査には、工事技術に関する専門知識を必要とするので、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、設計及び施工の技術面での調査を委託しました。

監査に当たっては、技術士の指導及び助言を得て、また、必要に応じて関係職員の説明を聴きながら、工事監査資料、設計図書その他関係書類及び現地の調査を行いました。

なお、議会選出の監査委員については、前任の塚理氏及び安孫子浩子氏が監査を実施しました。

第4 監査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会からの報告を踏まえ、監査した限りにおいて、工事は法令等に準拠しておおむね適正に執行していると認められました。

工事概要及び監査結果等は、すべて監査実施時点のものです。

なお、同協会から提出のあった工事技術調査結果報告書は、別添のとおりです。







茨木市

令和4年度

工事技術調査結果報告書

令和4年11月21日

公益社団法人 大阪技術振興協会
技術士（建設部門）一級建築士
五十嵐 博行

調査実施日：令和4年10月25日（火）、27日（木）

調査場所：茨木市役所本館6階監査室及び当該工事現場

監査執行者：代表監査委員 定兼 徹（識見）
監査委員 伊藤 真紀（識見）
監査委員 塚 理（議選）
監査委員 安孫子浩子（議選）

調査立会者：監査委員事務局

事務局長 中田 敬
局長代理 田島 香織
主幹兼監査係長 上田 哲平

調査対象工事：市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務

市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務

1 事業内容説明者

当該工事技術調査出席者及び内容説明者は次のとおり。

企画財政部 部長 上田 雄彦※2 (※2 実地監査時)

企画財政部 市民会館跡地活用推進課 課長 向田 明弘

課長代理 末松 寿夫※2

副主幹 山根 香織

主査 澤田 晴光※2

竹中工務店・伊東豊雄建築設計事務所共同企業体

意匠担当 高橋 達夫※1 市川 雅也※1

構造担当 吉村 純哉※1 (※1 書類調査時)

設備担当 鈴木 暢人※1

工事監理 古林 豊彦※2 神崎 夏子 阿部りさ※2

現場代理人 杉本 健司※2

施工担当 平野 敦志 林 邦光※1

施工担当 河口 彰 ※1 諸岡 俊祐※1

モニタリング支援業務受託者 (株) ニュージェック

マネジャー 上原 昇※1

2 事業概要

(1) 工事場所 茨木市駅前三丁目9番

(2) 事業内容

ア 基本設計業務

イ 実施設計業務

ウ 工事監理業務

エ 建築工事 一式

オ 電気設備工事 一式

カ 機械設備工事 一式

キ 昇降設備工事 一式

ク 舞台設備工事 一式

ケ 外構工事 一式

コ 既設撤去工事 一式

サ 関連整備工事 一式

(3) 建築概要

ア 敷地面積 6,731.00 m² (うち水路上部 114.22 m²)

イ 建築面積 4,329.08 m²

ウ 延べ面積 19,715.77 m² (うち面積不算入面積 892.58 m²)

エ 高さ 平均地盤面=GL-100=TP+11.500、GL= TP+11.600、1FL=GL+200
軒高=平均地盤面+42.880、最高高=平均地盤面+42.950

オ 建蔽率・容積率 65.43%<80%、284.48%<400%

カ 地域・地区 商業地域、防火地域

キ 用途 複合施設 (劇場、集会場、図書館、診療所他)

- ク 構造・階数 RC、一部S、SRC造、7階（法9階）、基礎免震構造、耐火構造
- ケ 地業・基礎 直接基礎（独立）基礎深さ=GL-2.4m～-5.36m 長期300kN/m²
浅層地盤改良 先端深さ=GL-4m～-5.8m
- (4) 市民会館跡地エリア整備事業モニタリング支援業務
- ア 受託者 株式会社ニュージェック
大阪市北区本庄東二丁目3番20号
代表取締役 吉津 洋一
- イ 委託費
- (ア) 選定方式 公募型プロポーザル 1者参加
- (イ) 設計金額 44,858,000円（消費税込）事前公表
- (ウ) 契約金額 42,900,000円（消費税込）
- (エ) 契約日 令和2年5月1日
- (オ) 履行保証 契約保証金
- ウ 業務期間 令和2年5月1日～令和6年3月31日
- (5) 市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務
- ア 請負業者 竹中工務店・伊東豊雄建築設計事務所共同企業体
大阪市中央区本町四丁目1番13号
代表者 竹中工務店 大阪本店 執行役員本店長 丁野 成人
- イ 業務費
- (ア) 選定方式 公募型プロポーザル（設計・施工業務一括発注）、（参加者の構成：設計企業と施工企業による共同企業体）、3グループ技術提案書提出
- (イ) 設計金額 15,280,000,000円（消費税込）事前公表
- (ウ) 契約金額 当初：15,136,000,000円（消費税込） 変更：15,683,043,200円
- (エ) 契約日 当初：令和2年3月3日 変更：令和4年4月5日
- (オ) 履行保証 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
履行保証保険期間 令和2年3月4日～令和6年2月29日
- ウ 補助金等 都市構造再編集中支援事業補助 国費約27億円
基金約43億円
- エ 工事期間 令和2年3月4日～令和6年2月29日
- オ 工事進捗状況 計画36% 実施36%（令和4年10月25日現在）
- (6) 工事監督員 市民会館跡地活用推進課 山根 香織、澤田 晴光

3 【総 評】

工事技術調査の対象工事は、市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務である。

本事業は、市民会館跡地、福社会館、人工台地及び中央公園南グラウンドを一体的な整備エリアとし、中央公園南グラウンドに複合施設（劇場、集会場、図書館、診療所他）を整備するものである。

調査時の現況は、建築工事は6階の躯体工事、1階内装工事、一部外装工事中である。電気設備工事、機械設備工事は各所のスリーブインサート、配線、配管、ダクト工事中である。舞台設備工事は取付機器製作中である。外構工事は現場未着手である。工事の進捗率は全体で36%であった。

工事関係書類について、サンプリングによる書類の確認及び関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。

事業目的・計画は適正である。設計、積算、業務契約、施工管理及び個別施工については、一部に改善の余地が見られるが、概ね良好である。又、現場状況についても大きな問題は見られない。よって、当該業務の総評として、良好と評価する。

なお、各項の「所見」で気付いた点を併記しているため、今後の業務に活用されたい。

4 書類調査結果

書類調査に当たっては、事前に質問書を作成し回答を受領した。ヒアリングにより回答内容を確認するとともに、補足質問により回答を得た。以下、各項目で確認した事項を箇条書きにし、項末で「所見」を記す。

(1) 事業目的・計画について

ア 事業の背景、経緯や計画について

- (ア) 茨木市では、平成 29 年 3 月に茨木市公共施設等マネジメント基本方針（公共施設等総合管理計画）を策定し、市が保有する公共施設等を総合的かつ計画的に管理している。
- (イ) 元市民会館は昭和 44 年の開館以来、経年劣化による維持管理費の増加、舞台装置の旧式化に加え、バリアフリー、耐震性の面で課題があることから、平成 27 年（2015 年）12 月に閉館した。なお、耐震改修については、建築基準法などの法的な課題、耐震壁の設置に伴う機能上の課題、立地条件による施工上の課題、バリアフリーが実現しないことなどから、難しいと判断している。
- (ウ) 平成 30 年（2018 年）3 月に、市民との対話・議論による意見や想いを踏まえ、市民会館跡地を含む周辺エリアの活用における基本方針・コンセプトや導入機能について示す「茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想」を策定している。
- (エ) 平成 30 年（2018 年）12 月に、基本構想において示した内容を、より具体化するものとして、利用者等へのヒアリングやアンケートを行い、また、市民ワークショップや広場の社会実験など、様々な形での対話や参加を得ながら、施設機能、ゾーニング、管理運営や事業の進め方について検討し、「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」をまとめている。

イ 事業の基本コンセプトについて

- (ア) 本事業の基本コンセプトは、①市民自身が考え、使い、作り上げていく『育てる広場』をキーコンセプトとして、市民の様々な使い方、過ごし方を生み出し育てる場を目指す。②社会的包摂の考え方のもと、憩いやにぎわい、交流などのキーワードに沿って、図書館やホール、子育て支援や広場などの各機能がつながる、さらには“交じり合う”デザインや仕掛けを組み込むことで、新たな価値創造や相乗効果を生み出し、市民会館を利用していた人も、これまで利用してこなかった人も、訪れ、過ごせるような、市民の新たな「心の中心地」を目指すとしている。

ウ 財源の検討について

- (ア) 本事業では、国庫補助金である社会資本整備総合交付金の適切な活用を図るとともに、財政負担の平準化として、市債の発行や文化施設建設基金（平成 29 年度（2017 年度）末残高 32 億円）を活用する予定である。
- (イ) 現時点での試算では、施設整備費の概ね半分程度を国庫補助金と文化施設建設基金で賄う予定である。

「所見」

本事業の背景、経緯は明確であり、さらに事業の基本コンセプトも的確に定められ、財源についても検討されており、事業目的・計画は適正である。

(2) 設計について

ア 事業者選定プロポーザル、募集要項、要求水準書について

- (ア) 市民会館跡地エリア整備事業モニタリング支援業務の受託者は、公募型プロポーザルにて選定されている。参加者は1者と少なかった。プロポーザル実施期間が短いと思われる。
- (イ) 本事業の設計、施工業務の発注方式は、工期の短縮及びコスト縮減を図りつつ、市民が使いやすく、また、市中心部にふさわしいデザイン性や機能性を実現する手法として、基本計画策定時に、設計・施工業務一括発注（デザインビルド）方式に決定したとのことである。
- (ウ) 市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務の事業者は、公募型プロポーザル（参加者の構成は設計企業と施工企業による共同企業体）にて選定されている。技術提案書を提出したグループは3グループ、質疑は計176項目あった。
- (エ) 選定された事業者は、設計企業（共同企業体）と施工企業（単体企業）との共同企業体で、設計企業は、設計業務、工事監理業務を担当する併用方式の共同企業体である。
- (オ) 事業費の上限価格は、基本計画時の概算をより具体的な面積や単価を見直し、設計関連経費や備品購入費、付帯する必要経費を追加して設定している。
- (カ) 設計の各段階で、コスト管理計画を行っている。基本設計前、基本設計完了時、実施設計完了時のコスト管理計画書は作成されている。
- (キ) モニタリング支援業務受託者が行ったモニタリング業務報告書（実施設計完了時）を確認した。

イ 設計図書について

(総合（意匠）)

- (ア) 設計業務の着手時に、業務着手届、業務計画書（業務遂行の方針、管理技術者等の氏名、所属、保有資格、担当分野、業務体制等）は提出されている。担当者はプロポ提案時と一部変更されている。
- (イ) 計画通知機関は茨木市都市整備部審査指導課、防災評定、建築物エネルギー消費性能及び構造計算適合性判定機関は日本建築総合試験所である。計画通知確認済証の受領日は令和3年10月31日である。計画通知の指摘事項は全て工事設計図書に反映されているとのことである。
- (ウ) 本建物は、計画通知の法9階建てが正で、防災評定については、令和4年変更申請にて法10階建て（誤）から法9階建て（正）に修正予定とのことである。
- (エ) 特記仕様書（仕上4）7章鉄骨工事9節耐火被覆(1-1-4号図)と、主要部材の耐火リスト1,2(41-1,2号図)の被覆厚さ(1時間,2時間)では、半乾式吹付ロックウールの厚さ(1時間)が25mmと30mmの不整合があるが25mmが正である。5,6階梁(大ホール)1時間と記載されているが、耐火リスト2(41-2号図)の2時間が正である。
- (オ) 本設計では、大阪府福祉のまちづくり条例による特定施設等の整備基準に適合させている。
- (カ) 本設計では、特別特定建築物として高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に定められた建築物移動等円滑化基準に適合させ、建築物移動等円滑化誘導基準への適合に努めている。
- (キ) ユニバーサルデザインの7原則を取り入れている。
- (ク) 要求水準書では、耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震計画基準による）は、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類以上の耐震性能を持たせるとしている。

- (ケ) 建築関連法規、施設運営管理等について、茨木市都市整備部、建設部、水道部、教育委員会、消防本部予防課、企画財政部、市民文化部、こども育成部、産業環境部、環境事業部、国土交通省、大阪府と協議している。
- (ク) 設計上、特に配慮した点は、以下のとおりである。
 - a 主要構造をRC造としPC工法も取り入れ、最上階はS造とすることにより施工性と経済性に配慮している。
 - b 建物形状、植栽等による日射負荷を低減し経費削減を指向している。
- (ク) その他、設計に配慮した事項（環境面、コスト縮減、維持管理）は以下のとおりである。
 - a 中央監視にBEMS機能を持たせ、エネルギー使用量の見える化によりエネルギーの削減計画を容易に可能としている。
 - b 掘削土の一部を再利用、雑用水用井水を空調熱源に利用し床配管に送水し、動力使用量を抑えた空調を取り入れている。
- (シ) 茨木市の最新の防災ハザードマップ（令和3年6月改訂）では、きわめて稀に発生する大規模な水害時には、本敷地の浸水深さはTP12.46m(1FL+0.66m)と予測されている。そのため以下の対策をしている。
 - a 搬入ヤード前に防潮板を設置する（TP11.4mまで）。
 - b 重要機能室（防災センター）や重要設備（電気設備、受水槽、EV制御設備）をできるだけ上層階に設ける。
 - c 中央監視設備や受信機などを設置する管理事務室をM2Fへ配置し、1Fに配置する受水槽及び加圧給水ポンプは1FL+0.66m以上に設置する。
 - d 免震ピット内への湧水対策としてピット最下部に水中ポンプを設置する。洪水時の浸水に対しては仮設ポンプで排水するとのことである。
- (ス) 建物の雨水排水用の設計用降雨強度は180mm/h、敷地全体の降雨強度は158mm/h、北側のB敷地は100mm/hとし、ルーフドレイン、とい径、外構排水管径等の余裕度を確認している（2012.8.14近畿豪雨 枚方91mm/h、高槻で解析雨量は111mm/h）。
- (セ) 建物の北側外部に雨水貯留槽(65.55 m³)を設けている。茨木市建設部と協議し、将来、下水道接続した場合の、雨水排出のピークを軽減するための貯留量を算出している。
- (ソ) 外壁面に取り付ける建具は、設計用風圧力に対して強度を有することを確認している。また、ガラス厚さ、材種について検討している。
- (タ) 大ホールの客席数は1,201席、内、車椅子席6席で、令和4年10月に施行された移動等円滑化誘導基準には適合していない(14席)。多目的ホールは平土間のため常設の車椅子席設定はない(245席)。
- (チ) フライタワーの高さは、各種舞台形式に適合したすのこ高さ及び作業性を考慮したすのこ天井高さを加味し、総高さを抑えるよう設定している。
- (ツ) 主要室の残響時間は、大ホール：1.3～1.5秒（舞台反射板設置時/満席時）、多目的ホール：0.7～1.0秒（舞台幕収納時/満席時）、音楽スタジオ1、2の平均吸音率は、0.30～0.40、0.20～0.30（空室時）程度に設定している。
- (テ) 多目的ホール、音楽スタジオを浮床、浮壁、防振天井としている。各室のNC値はNC-20に設定している。音漏れ防止効果は室間の遮音性能を測定し確認する。
- (ト) リハーサル室、多目的室M、多目的室Dは発砲系防振材による防振遮音構造としている。各室のNC値は、NC-25(多目的室DのみNC-30)に設定している。音漏れ防止効果は室間の遮音性能を測定し確認する。
- (チ) 天井高さが高く(>6m)、大面積(>200 m²)の室(図書室、その他室)の天井は、吊り天井ではないため特定天井には該当しない。構造計算を行っている。

- (ニ) 本施設のライフサイクルコストについて、30年間の修繕更新費は、技術提案時と実施設計完了時を比較し、9660.8(百万円)から9497.0(百万円)に低減されると試算している。
- (ヌ) CASBEEは、大阪府自治体版CASBEE Sランクで大阪府に申請し審査中、BEI値の試算値は0.59(<ZEB oriented0.7)である。
- (ネ) 室内化学物質濃度の測定(5物質)を行う諸室は、特記仕様書に記載の13室である。
- (ノ) 昇降機設備において、乗用エレベーター(1,2,3,5号機)は「茨木市福祉のまちづくり指導要綱」に対応している。
- (ハ) 昇降機設備の洪水時の浸水対策は、冠水時管制運転により、EVピット冠水時に1Fに着床しない制御を行うほか、制御盤を可能な範囲で高い位置へ設置する。また、ピットには水抜き穴を設けるとのことである。
- (ヒ) エスカレーターは図書館に限らず调速制御を行い、人が不在時も運転を停止せず低速度で運転させておくことにより、発停時の騒音が発生しないように対策する。運転時の暗騒音を測定して確認すること。
- (フ) 駐輪場の設置寸法について、一部を3人乗り電動アシスト自転車などの大型自転車対応としている。大型自転車用が22台で充足するか確認すること。
- (ヘ) 実施設計完了時のコスト管理計画書において、契約時のものと金額が乖離している工種があるが、総額は契約金額に整合させている。
- (ホ) 各設計図書の照査が行われているか、照査報告書が提出されているか確認できなかった。
(構造)
- (ア) 耐震設計では、基礎免震構造とし、構造体：I類に相当するとのことである。
- (イ) 構造形式は基礎免震構造とし、構造計算は時刻歴応答解析ではなく告示免震としている。
- (ウ) 要求水準書の耐震性能を考慮した、告示免震構造の上部構造、免震層の目標免震性能については発注者に説明し承諾を得ている。構造図にも記載しておくべきである。
- (エ) 免震層の大地震時の固有周期4.64s、最大水平せん断力係数0.084、最大水平変位443mm、上部構造の大地震時のベースシア係数0.091、最大層間変形角1/393、頂部の最大水平変位19mmとのことである。
- (オ) 浅層地盤改良深さ、基礎深さは、土質柱状図と構造図で不整合があるが、構造図が正とのことである。改良深さは土質柱状図より200mm浅くなるが支持力に問題はないとのことである。
- (カ) 浅層地盤改良底及び基礎底の長期、短期地耐力(許容応力度)及び地震時の曲げモーメントを反映した最大接地圧はそれぞれ地耐力以下であることを確認している。
- (キ) 構造体コンクリートの耐久設計基準強度は30N/mm²以上としている。
- (ク) 構造設計における、図書館、舞台、搬入ヤードの積載荷重の設定根拠を確認した。構造設計時の機器荷重と実際の機器荷重に差がないことを確認しているとのことである。
- (ケ) 大ホール2階客席伏図において、SG91の先端撓みは10~15mm程度、上下の固有振動数は8Hz程度で、Sb91cと剛接されたsb120はねじれないとのことである。
- (コ) TG1~TG3、TB1の設計において、仮設荷重としてはコンクリート自重の他、一般的な施工機器荷重を想定している。TG2B(X10通り)は床コンクリート重量の他、工程を考慮した壁コンクリート重量も考慮している。
- (サ) X12通り軸組においてC42、C43、EW30、WG46架構の水平方向の補剛について、安全性を確認しているとのことである。
- (シ) 舞台設備のすのこ鉄骨は建築工事とし、構造計算にて安全性を確認している。
- (ス) 地下ピット底面の土間コンクリートDM15は、洪水時にはピット内外の水圧は釣り合うとして水圧に対する配筋等の検討はしていない。

- (セ) 南東ブリッジの構造計算ルートは1。直接基礎の地耐力の根拠を構造計算書で確認した。
- (ソ) 本体と南東ブリッジとの EXP.J のクリアランスは、両棟の大地震時の変位を加算して 600mm としている。

(電気)

- (ア) 受変電設備は、本線予備線の2回線受電としている(信頼性)。また、浸水リスクのない7F及びフライタワー上部へ配置している(安全性)。7F電気室のトランスを更新する際は北側の客用EVを使用できるように1台を人荷用仕様としている(メンテナンス性)。高調波対策は、設計図では受変電設備に直列リアクトルと空調設備にアクティブフィルターを見込んでいる。
- (イ) 災害時等停電時自家発電機の連続運転時間は10時間との回答であったが、災害時の使用電力量を試算した結果、48時間まで発電可能との回答であった。
- (ウ) 幹線動力設備は、熱源、舞台設備、EV等の負荷の種別に対応した系統で構成している。
- (エ) 照明設備は、外周部の窓面やトップライトがある縦の道の吹き抜け周りは明るさセンサーを設置し調光できる仕様としている。また、便所と従業員バック動線には人感センサーを設置する。
- (オ) 主要諸室の照度は、図書館はタスクアンビエント照明とし、アンビエント照明の平均照度は300Lx程度としている。こどもひろばは300Lx程度、科学ギャラリーは200Lx程度としている。
- (カ) ユニバーサルデザインの観点より、障害者等のために1階、M2階の主要出入口に音声誘導装置を設置する。大ホール及び多目的ホールについては、茨木市福祉のまちづくり指導要綱に基づき、赤外線方式の難聴者支援装置を設置する。
- (キ) テレビ電波障害調査(机上+事前調査)を実施している。建設(工事中を含む)に伴い近隣に電波障害が発生する可能性はあるが、報告書どおり対策を実施中である。
- (ク) 非常照明設備の各階の影響円の半径(2Lx)の設定根拠を確認した。電池内臓型である。
- (ケ) 非常放送設備は4か国語対応で、設定言語は日本語、英語、中国語、韓国語である。

(機械)

- (ア) 空調換気設備において、室用途や室内条件(躯体、人員、機器発熱などの負荷条件)やメンテナンス性・冬期冷房要求有無(大空間は空調機、個室は個別PACなど)を考慮して空調方式を選定している。外気が通過しやすい外部出入口と縦の道に配置した吹き出し口は結露防止型を採用している。
- (イ) 床冷暖房設備において、冷温水管の耐用年数は、配管をコンクリート打ち込みとしているため躯体と同等と判断している。
- (ウ) 衛生器具設備において、洗面器及び小便器の水栓は自動水栓、自動洗浄センサー付としている。大便器は洗浄量6.0Lの節水型器具を採用している。
- (エ) 大ホール、多目的ホール利用者用便所の便器の個数については、空調衛生工学会の算定基準(レベル1)以上の個数としている。女子便所については、個室ブースを大きくした結果、要求水準書に記載の興行場法の基準の1.5倍は確保できていない。
- (オ) スプリンクラー設備において、スプリンクラーヘッドは未警戒部分がないように適正に配置している。補助散水栓は67箇所に設置する。
- (カ) 本施設には、10型ABC粉末消火器を220本設置する。歩行距離は20m以下である。
- (キ) 消火水槽の必要水量122m³対し、水槽の容量は156m³としている。
- (ク) さく井工事において掘削長(ケーシング長)は150mである。地下水採取について、大阪府は許可申請不要である。雑用水として使用する井水の水質検査は、建築物衛生法関連政省令改正の該当項目について定められた期間で定期検査を実施する。

(舞台)

- (ア) 舞台設備設計においては、専門コンサルタントの協力を得ている。工事の施工下請業者は、舞台機構：三精テクノロジーズ、舞台照明：丸茂電機、舞台音響：ヤマハサウンドシステムである。音響性能試験は竹中工務店（株）永田音響設計事務所が行う。
- (イ) 吊物機構（道具バトン類、ライトバトン、諸幕用バトン類、音響反射板）の自重、積載荷重及び設置位置は、構造設計に反映している。積載荷重については、運用時及び将来の改修時に過大荷重とならないよう配慮している。
- (ウ) 音響反射板自体の構造計算は、舞台機構設備メーカーが行っている。躯体への入力については、構造設計者が検証を行っている。
- (エ) 上段すのこ及びフライギャラリーに設置する舞台機構設備の耐震性については、最大の舞台設備反力を構造計算に反映している。すべて電動昇降装置を採用し手動バトンは設置しないので、綱元はないとのことである。
- (オ) 要求水準書では、大ホールは静けさの基準として、運用状態でNC-20以下を目標とすると記載されている。空調機械の設置場所とホールの位置関係やダクトルートなどから判断して、目標を満足するのに十分な消音装置を計画している。施工段階では、消音計算書とダクトルート図から、目標性能が達成できるかどうかを判断する。達成が困難と判断した場合は、消音ダクトの性能や個数、配置の変更について施工者と検討する。竣工時には、実際の運用状態で運転し、その発生騒音を測定し性能が確保されていない場合は、風量調整などの対策・検討を行う。
- (カ) 舞台音響設備について、固定機器については、実績のあるクランプやボルト接合を採用し、落下の恐れのある機材については、さらに、落下防止用ワイヤロープを設置する。吊り設置機器については、JATET等の基準に準拠し10倍強度のワイヤロープを採用する。いずれの方式も東日本大震災等の大規模地震時にも被害は報告されておらず、横揺れ、ずれ、転倒、落下等の恐れは極めて少ないと考えている。
- 利用者が設置する仮設・移動型機器については、上記のような信頼性の高い金物・機器を使用するよう運営上の配慮を行う。また、舞台先端部の床上に設置する移動型スピーカーは特に重量が大きく床に転倒防止用アンカーボルトを設けることで転倒防止のスリングベルトを設置することができる仕様としている。
- (キ) 舞台照明設備も上記と同様の仕様とする。また、フォロースポットライトについては、天井の転倒防止用スリングベルト用固定バトン及び車輪止め用床金物を設置する。
- (ク) 舞台照明において、LED照明器具の比率はハロゲン照明とLED照明の比率1:0.7である。
- ウ 採用した法規、基準について
- (ア) 本設計は建築基準法、同施行令、茨木市条例等を遵守している。
- (イ) 特記仕様書は、国交省の公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備）、建築物解体工事共通仕様書に基づき、本工事内容に適合するように作成している。

「所見」

設計業務は、各設計とも要求水準書の内容を満たし、経済性、環境保全、施工性にも配慮して設計されている。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 本施設の階表示について、設計図ではM階表示を用い、法9階建てとしているが、防災評定報告書では法10階建てとなっていた。防災評定を法9階建てとして変更申請することであるが、法解釈に不整合が生じないように、また、利用者、施設管理者の錯誤を防ぐユニバーサルデザインの観点からも、以後は、M階表示は用いないほうが望ましい。
- (2) 設計図の不整合箇所は、修正のうえ完成図として保存し、また、協議により要求水準書

の要求事項を、より高水準に上方変更した事項についても、要求水準確認報告書として完成図と一緒に保存されることが望ましい。

- (3) 本事業は、設計・施工業務一括発注方式のため、プロポーザル提案時点で事業契約金額が決定される。そのため設計着手後の要求事項の変更や設計の自由度が制限される。発注者は、業務完了時に、本発注方式のメリット、デメリットを整理しておかれることが望ましい。

(3) 積算について

ア 設計業務及び工事監理業務委託費等の積算について

- (ア) 市民会館跡地エリア整備事業モニタリング支援業務の委託費（予算）は、プロポーザル実施前に参考見積を聴取して設定している。2者より見積徴取しているが、見積額に大きな開きがあった。
- (イ) 本事業の設計業務及び工事監理業務委託費の積算は、平成31年1月の国土交通省告示第98号によっている。報酬単価は、同じく設計業務委託等技術者単価（技師C）を採用している。

イ 各工事費の積算について

- (ア) 事業契約金額は、技術提案書提出時（設計業務着手前）のものである。総額は募集要項に記載の予算額以下となっている。
- (イ) 実施設計完了時のコスト管理計画書において、契約時のものと金額が乖離している工種について数量と単価がどのように推移したか不明であった。
- (ウ) 採用した積算基準は、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編／設備工事編）、公共建築工事見積標準書式（建築工事編／設備工事編）である。
- (エ) 採用した単価歩掛りは、竹中工務店見積による。見積単価は、協力会社より見積を徴収し、刊行物単価（建設物価、積算資料、建設コスト情報、建築施工単価）に近い単価で査定し採用している。
- (オ) 積算書の照査は、市民会館跡地活用推進課の担当者が行い、課内決裁を受けている。決裁ルールは茨木市事務決裁規程によっている。
- (カ) 工事の進行に伴い、設計変更が発生した場合、根拠とする設計書は令和4年3月25日の変更契約時のものを適用する。

「所見」

委託業務費の積算や事業費の積算について、採用基準や歩掛りの運用、見積徴取及び積算書の照査まで調査した。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) モニタリング支援業務の高品質な業務成果を得るために、委託仕様書には、プロポーザル公告文書に記載の業務費の年度別予算額に見合う業務内容について、具体的に記載し、それに基づき必要人日数を算出のうえ委託費を設定されることが望ましい。
- (2) 事業費の総額がプロポーザル提案時点で決定しているため、基本設計時、実施設計時の事業費のコスト管理が極めて重要となる。コスト管理計画書では、総額の妥当性の確認のみでなく、工種ごとの数量と単価がどのように変化したかを確認することが重要で、単価が厳しくなった工種については、専門業者への支払金額が妥当であるか施工者に確認されることが望ましい。

(4) 業務契約について

ア 市民会館跡地エリア整備事業モニタリング支援業務

- (ア) 市民会館跡地エリア整備事業モニタリング支援業務の契約前に、重要事項説明は行われていなかった。
- (イ) モニタリング支援業務の契約関係書類を確認した。
- (ウ) 支援業務着手時に業務着手届、業務計画書等は提出されている。

イ 市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務

- (ア) 市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務の契約関係書類を確認した。
- (イ) 工事の履行保証は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と保険契約している。
- (ウ) 着手届、現場代理人等届、監理技術者資格者証、講習修了書は提出されている。
- (エ) 監督員名は、書面によって事業者には通知されている。
- (オ) 令和3年1月20日付け請求書（基本設計）の請求金額（149,600,000円）の根拠を確認した。業務請負金額の内訳書通りの金額であった。
- (カ) 令和3年4月28日付け請求書（令和2年度出来高）の請求金額（383,209,000円）の根拠を確認した。令和2年度の支払限度額に相当する金額であった。
- (キ) 令和4年1月31日付け請求書（実施設計）の請求金額（51,480,000円）の根拠を確認した。
- (ク) 令和4年3月16日（令和4年4月5日議決）に事業請負金額の変更契約をしている。労務単価については、見積もりが工事標準歩掛の労務単価の上昇率以下を確認している。設計業務費の変更理由は、計画通知後の設計変更に関する設計業務費である。
- (ケ) 令和4年4月15日付け請求書（令和3年度出来高）の請求金額（1,335,560,000円）の根拠を確認した。

「所見」

モニタリング支援業務並びに設計・施工業務の契約、履行保証、前払保証、技術者の資格届、監督員通知等の事務処理まで調査した。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) モニタリング支援業務委託においては、監督員（又は調査員）を配置のうえ受託者に通知し委託業務の発注者側の管理責任者としての職務を遂行されることが望ましい
- (2) モニタリング支援業務委託仕様書には、業務実施体制、各年度の業務人日数を記載されることが望ましい。
- (3) 要求水準書（工事監理業務委託仕様書に代わる）には、工事監理体制、監理人日数を記載されることが望ましい。
- (4) 工事施工段階において、設計者が実施すべき設計意図伝達業務を要求水準書の中で明記されることが望ましい。

(5) 施工管理について

ア 施工計画書、施工図、報告書について

- (ア) 施工計画書、報告書は、事業者が作成後、工事監理者が複数の担当者で確認のうえ、監督員、その上司の順に承諾されている。
- (イ) 提出された施工計画書、報告書は、ファイリングされている。保存期間は、茨木市保存文書区分標準細則により5年とし、計画通知図書、完成図は永年保存とされている。
- (ウ) 調査日時

点で、総合施工計画書、敷地内外撤去工事、道路試掘工事、スリーブ・インサ

ート工事、接地極埋設工事、雷保護設備、屋外埋設配管、地中外壁貫通止水処理工事、ALC工事、鉄骨工事、鉄筋継手受入検査、溶接継手工事、鉄筋ガス圧接工事、免震装置

据付工事、型枠工事、鉄筋工事、コンクリート工事、土工事、地盤改良工事、グラウト充填工事、スタッド溶接工事、デッキ、サイトPCa製作要領書、PCa製作要領書、ボイドスラブ、左官工事、緊張梁、トラスウォール、電気設備、機械設備の施工計画書が承諾されている。

- (エ) 調査日時点で、躯体図、鉄骨製作図、免震装置、土工事、地盤改良工事、グラウト、建具図、防振関係図、家具図、舞台総合図、電気機械総合図等が承諾されている。
- (オ) 調査日時点で、改良工事、産廃マニフェスト、配筋検査（圧接部超音波探傷試験）、コンクリート工事、鉄骨工事、アンカー引抜検査、外壁改修調査、石綿事前調査、内部改修検査、外壁改修検査の報告書が提出されている。

イ 工程管理について

- (ア) 工程管理は、総合工程表、月間、週間工程表を用いて行っている。令和4年9月の月間工程表、週間工程表を確認した。
- (イ) 工事の進捗率は、計画36%、実施36%である。

ウ 工事写真について

- (ア) 工事段階の写真は、整理されている。データも保存されている。

エ 環境対策について

- (ア) グリーン購入法に基づく調達品は、建築：再生砕石・排出ガス対策、低騒音型建設機械、高炉、フライッシュセメントコンクリート、銅スラグ骨材、パチクルボード、合法木材、断熱ウール、日射調整フィルム、木片セメント板、屋上緑化、パークたい肥、設備：LED照明・LED内照表示灯・照明制御システム・高効率変圧器、節水型自動洗浄装置付き小便器等である。
- (イ) 揮発性有機化合物の室内濃度測定の計画書は、今後、作成し提出されとのことである。
- (ウ) 施工時の環境負荷低減への取組は、排ガス対策型、低騒音型の建設機械使用、産業廃棄物の分別収集、アイドリングストップ、梱包材の削減等である。特定建設作業届は提出済である。

オ 建設副産物処理について

- (ア) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、整理し提出されている。

カ 設計変更について

- (ア) 工事の設計変更は、関係者が協議し応諾・承諾されている。質疑応答書及び指示書に記録されている。

キ 諸官庁届出について

- (ア) 届出が必要なものは、計画通知、建設リサイクル法、特定建設作業届、道路占用許可、公園申請、機械等建設工事届（88条1項）等である。
- (イ) 建設リサイクル法の通知書は、作成し提出されている。

ク 維持管理について

- (ア) 竣工時提案される、施工者からの長期修繕計画を参考に、茨木市公共施設保全年針に基づき定期点検を行い、中長期保全計画を今後策定する予定である。

ケ 施工者関係について

- (ア) 工事实績情報(CORINS)の受注時、変更時登録を、契約後10日以内に行っている。
- (イ) 建設業退職金共済組合（建退共）に加入している。証紙の追加購入はしていない。
- (ウ) 三井住友海上火災保険（株）と請負賠償責任保険契約をしている（令和2年3月23日～令和5年10月31日）。
- (エ) 三井住友海上火災保険（株）と建設工事保険契約をしている（令和3年10月13日～令和5年10月31日）。
- (オ) 労働保険に加入している（令和3年3月15日～令和6年3月29日）。

- (カ) 建設業許可標識、労災保険関係成立票、建退共制度の適用標識、施工体系図は、現場作業所のゲート横に掲示している。
- コ 下請負業者関係について
 - (ア) 下請負業者採用届は提出されている。最大4次まで下請負契約している(土工事、鉄筋、塗装等)。
 - (イ) 施工体制台帳は提出されている。施工体系図は都度整理し掲示されている。
- サ 品質管理について
 - (ア) 使用材料について
 - a 工事材料使用届及び材料諾願書は、提出され承諾されている。
 - b 使用材料の品質・性能(F☆☆☆☆等)の確認は、計画書作成時に書面で、現場搬入時に現物の表示ラベルを照合し確認している。
 - c 本事業で使用する茨木市内産材はないとのことである。
 - (イ) 検査、試験立会について
 - a 現場で実施した検査、試験立会は、境界確認、建物位置確認、床付け確認、地盤改良工事(六価クロム溶出試験)、鉄筋工事(配筋、圧接、超音波探傷試験)、型枠工事、コンクリート工事、鉄骨工事等である。
 - b 現場外の検査は、土工事：地盤改良室内配合試験、コンクリート工事：試し練り、圧縮強度試験、鉄骨工事：鉄骨製品検査等で、試験・検査記録は提出されている。
 - c 諸官庁検査は、特定工程中間検査(令和4年1月_基礎、令和4年5月_2階床)、令和3年度出来形検査(令和4年3月)、下水道検査である。
- シ 施工監理について
 - (ア) 監督員、監理者の業務について
 - a 監督員間の業務区分は定められていない。監督員と工事監理者との業務分担も決められていない。
 - b 監督員は、関係部署と工事に関する協議等を行っている。
 - c 監理者は、工事監理計画書を作成し発注者と協議している。工事監理の実施内容について、報告書、打合せ記録簿、月報、週報を作成し報告している。
 - d 監理者の業務は、定例会議の出席及び工事旬報、工事監理報告書の提出で管理されている。
 - (イ) 工事打合せ(議事録、協議事項等)について
 - a 監督員は、週5回程度、現場を巡回し確認している。
 - b 総合定例会議は、月1回、監督員、モニタリング支援業務受託者、監理者、工事施工者、施設運営管理各課が出席して行われている。さらに施工図定例会議を週1回、舞台分科会を隔週1回程度、監督員、監理者、工事施工者が出席して行っている。
 - c 施工者への指示は、指示書にて行っている。指示についての承諾記録が提出されている。施工者からの変更願いは質疑書にて提出され、協議のうえ承諾書が作成されている。
- ス 設計意図伝達業務について
 - (ア) 工事施工段階において、設計者が行った設計意図説明記録を確認した。
- セ モニタリング支援業務について
 - (ア) 工事施工段階において、モニタリング支援業務受託者が行った業務報告書を確認した。
- ソ 労働安全衛生管理について
 - (ア) 安全衛生協議会は、毎月末の金曜日に作業所会議室(リモート含)で、施工者及び一次下請協力会社事業主が参加し、作業所の安全管理活動及び工程について協議している。
 - (イ) 事業主の送り出し教育を受けた新規入場者に対し、朝礼前に、作業所の会議室にて作業

所職員から安全のルール、作業所での注意事項の説明を実施している。

- (ウ) 材料の安全データシート(SDS)は、交付義務対象である物質について取り寄せ、危険・有害性とリスクアセスメント手法による対策の立案と周知を行っている。

「所見」

各工事施工計画書、施工図、検査・試験報告書等の承諾、工程管理、品質管理、施工監理、労働安全衛生管理まで調査した。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 工事関係図書の保存期間については、茨木市保存文書区分標準細則に基づき運用されており、計画通知関係図書(構造計算書共)、完成図(意匠図、構造図、設備図)は永年保存されているが、建築基準法、建築士法、建設業法に定める各図書類の保存期間を参照のうえ、書類種別ごとの保存期間を見直すとともに、設計書についても将来の改修時にも必要となるので永年保存とされることが望ましい。
- (2) 大規模事業で多岐にわたる膨大な監督、監理業務を効果的に遂行するためにも、監督員間及び監督員と監理者の業務分担区分を明確に定めておかれることが望ましい。
- (3) 本事業は、茨木市でも屈指の大規模事業で、尚且つ、デザインビルド方式による事業遂行に関わる監督員数が2名では少ないと思われる。監督員に技術職員を増員し、業務区分を明確に定めて業務を遂行されることが望ましい。技術職員の建築技術の習得・伝承にも有益と思われる。

(6) 個別施工について

ア 仮設工事について

- (ア) 総合仮設計画書は提出されている。
- (イ) 茨木警察署に、敷地西側道路歩道の使用許可申請、協議を行っている。
- (ウ) 近隣家屋がないため、家屋調査は未実施。境界近接作業及び入退場ゲートには警備員を配置し、第三者を優先して誘導している。

イ 土工事、地盤改良工事について

- (ア) 山留壁の仕様は親杭横矢板である。施工図を確認した。
- (イ) 土壌汚染調査は地歴調査のみを行っている。結果、土壌汚染の可能性は低いと判断している。掘削土砂の土質試験調査の結果、計量した特定有害物質(28物質)は全て土壌溶出基準以下とのことである。
- (ウ) 地盤改良工事の施工前に、セメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験を実施し、溶出量が環境基準値以下であることを確認している。
- (エ) 地盤改良の先端深さは、施工記録に記載されている。構造図に記載しておくこと。
- (オ) 改良体の一軸圧縮強度は、5箇所から計15本の供試体を採取して一軸圧縮強度試験を実施している。1箇所の一軸圧縮強度について最小値が $3,440 \text{ kN/m}^2 > 1,400 \text{ kN/m}^2$ (合格判定強度)であることを確認した。

ウ 鉄筋工事について

- (ア) 鉄筋のメーカーは2社。総積算数量は約2,400t、現時点で施工数量は約1,990tで、設計数量よりやや多い。ミルシートは提出されている。
- (イ) 柱、梁主筋の継手は、大地震時許容応力度設計であることを鑑み、D19以上の柱は圧接、梁はCB溶接継手としている。
- (ウ) 鉄筋の圧接又は溶接継手の技量資格については、作業前に資格証を確認している。
- (エ) 圧接又は溶接継手の非破壊検査(超音波探傷試験)は、非破壊検査(株)で実施し、不合格継手箇所はない。

エ 型枠工事について

- (ア) 耐震スリッドの位置について、型枠工事施工計画書に記載の耐震スリッド使用位置図（2021.10.29 着工図、2021.3.31 発行）と決裁済図（2021.12.15 発行）とで不整合箇所（構5,26）があるが、現場は決裁済図に基づいて施工している。
 - (イ) 外周RC梁、柱列体のむくり10mm（構53-2）とした根拠は、たわみ調整のためである。むくりにより部材成が10mm小さくなるが、構造性能に問題はないとのことである。部材のクリープたわみによる、外壁下地鉄骨や仕上材に支障は生じないとのことである。
 - (ウ) ボイドスラブ受型枠の中央部に10mmのむくりをつけている。
- オ コンクリート工事について
- (ア) 生コン工場は8社で、全て（適）工場かつJIS工場、運搬時間は、最長で約40分である。コンクリートの総積算数量は約16,000 m³、現時点で、施工数量は約10,500 m³で、設計数量よりやや多い。1日のコンクリートの打設量は最大で約250 m³、打設区分図を確認した。
 - (イ) 構造体コンクリートの設計基準強度は30～75N/mm²としている。40N/mm²以上を高強度コンクリートとして管理している。
 - (ウ) 同一日に打設する柱梁及び仕口部さらにキャピタル部などの設計基準強度が異なる場合、打ち分け位置にラスを設置し、高強度のコンクリート部位を先に打設し、低強度のコンクリートが混入しないように管理しているとのことである。
 - (エ) 北大阪菱光コンクリート工業（株）の調合管理強度36N/mm²の調合表を確認した（単位水量175kg、単位セメント量398kg、スランプ15cm、調合強度42.7N/mm²）。調合表は、監督員の承諾を得ている。
 - (オ) 構造体コンクリートの圧縮強度試験用供試体の養生方法は、標準養生としている。
 - (カ) コンクリートの圧縮強度試験は、日本建築総合試験所で実施している。
 - (キ) PC梁pb1の緊張力測定結果を確認した。
- カ 免震装置据付工事
- (ア) 下支圧プレート下部の無収縮モルタルの圧縮強度試験結果を確認した。
 - (イ) 球面すべり支承の品質検査記録（材質、寸法、外観、摩擦係数等）を確認した。
 - (ウ) 球面すべり支承据付後にコンケイブプレート内に雨水、塵埃等が混入した場合の除去方法は確認できなかった。
- キ 鉄骨工事について
- (ア) 鉄骨の総積算数量は約1,000t、現時点で施工数量は115tで、設計数量よりやや多い。製作工場は真幸ストラクチャー（株）（Mグレード）で、ミルシートは提出されている。
 - (イ) ホール客席受鉄骨のsb120とsb91cの溶接接合部の板厚、開先関係の施工図を確認した。
 - (ウ) 突合せ溶接部の超音波探傷検査は、非破壊検査（株）で行っている。
 - (エ) 高力ボルトの締付検査記録を確認した。工事写真を確認した。
- ク ALCパネル工事、押出成形セメント板工事について
- (ア) 床パネル（t100,150）は、階段室及びBOX形状の室において上下階の防火区画として採用している。メンテナンス時に人の載る部位では必要な荷重を考慮している。
 - (イ) 外壁パネルの耐風圧に対する安全性は、耐風圧計算書を作成し確認している。
- ケ 防水工事について
- (ア) 施工後に、水張り試験を実施する。防水工事は責任施工とし、請負者と施工業者の連名で10年間の施工保証書を提出される予定である。
 - (イ) シーリング材の簡易接着性試験を実施する。5年の施工保証書を提出される予定である。
- コ タイル工事について
- (ア) 床タイル張りは、調査日時点では未施工である。

サ 木工事について

- (ア) 造作用集成材の含水率は確認する予定である。ホルムアルデヒド放散量は規制対象外(F☆☆☆☆)を確認する。府内産木材は杉を予定している。

シ 屋根及びとい工事について

- (ア) 金属板葺横葺の施工保証は10年で、保証書は施工後に提出される予定である。

ス 金属工事について

- (ア) 天井ふとところが1.5m以上の場合、吊ボルトの水平補強、斜め補強が適切に行われているか施工時に確認する。
- (イ) 軽量鉄骨壁下地のスタッド、ランナーのサイズが使用箇所毎に適切か施工時に確認する。

セ 左官工事について

- (ア) 仕上塗材のホルムアルデヒド放散量は規制対象外(F☆☆☆☆)であることを、施工時に確認する。

ソ 建具工事について

- (ア) 外壁面の建具のガラスの仕様(種別、厚さ)を施工時に確認する。
- (イ) むくりをつけた箇所の躯体のクリープ変形等による影響防止のため、必要な箇所に緩衝材の挿入を施工時に確認する。
- (ウ) 特定防火設備の電動防火・防煙シャッターの危害防止連動装置の操作性を施工時に確認する。

タ 塗装工事について

- (ア) 塗装箇所別の塗料の種別、工程、塗布量の確認等の品質関連記録を提出する。

チ 内装工事について

- (ア) 内装材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆であることを確認する。
- (イ) 外部と接する躯体(柱、梁、壁、床板)への断熱材の種別、厚さ、施工範囲について施工時に確認する。
- (ウ) 乾式壁(軽量鉄骨下地石膏ボード張り塗装仕上げ)の耐火性能及び遮音性能の低下を防止するため、石膏ボード周辺(柱、梁取合部)及びコンセント・スイッチボックス等の開口部周辺のすき間処理(貫通部処理とも)が必要であり、確実な施工を確認する。
- (エ) 移動間仕切の使用箇所ごとの遮音性能が、多目的ホール：ガラス移動間仕切 T-4、多目的室 C1、C2：移動間仕切 T-4であることを施工時に確認する。

ツ 昇降機工事について

- (ア) エレベーター設置に伴う昇降機確認申請書は、図面確定後に提出する(令和4年11月末)。
- (イ) エレベーター設備は、避難安全検証にて各EVの仕様を定めている。EV5・6号機：遮炎性能、遮煙性能(建築基準法施行令第112条第19項に基づく認定)、EV3・4号機：特定防火設備、その他は制限なしである。

テ 排水工事について

- (ア) 排水管施設後に、通水試験を実施する。

ト 舗装工事について

- (ア) 施工時に、路床のCBR試験、締固め土試験、現場CBR試験、路盤の締固め度試験を実施する。

ナ 植栽及び屋上緑化工事について

- (ア) 樹種確定後に、緑化かごの大きさ(樹木高さ)毎の取付ボルトの仕様(風圧力)を確認する。
- (イ) 樹木の枯補償期間は引渡し後1年とのことである。

ニ 解体工事について

- (ア) 解体工事に伴う建設副産物はコンクリートガラ、アスファルト、木くず等である。マニフェストは整理提出されている。
 - (イ) 公園内便所の外壁の吹付仕上の石綿含有仕上塗材の下地にアスベスト（レベル3）が含有されていた。（株）野村塗装店により隔離養生のうえ除去し、大栄環境（株）が運搬し、三重中央開発（株）で埋め立て処分した（管理型最終処分場）。
- ヌ 電気設備工事について
- (ア) 接地工事における接地抵抗値の計測結果を確認した。全て所定の抵抗値以下である。
 - (イ) 非常用発電機設置後に騒音、振動測定を行い、室内及び周辺への伝播の影響の有無を確認する。
 - (ウ) 調査日時時点で未済の各工事において、各種の試験を実施すること。
 - (エ) 火災報知設備において、消防署に着工届を令和4年10月に提出する。設置届及び消防検査は令和5年9月～10月に受検する。
 - (オ) 防火防煙シャッターの自動閉鎖設備、手動閉鎖装置、危害防止装置に必要な非常電源、蓄電池の充電等その他について建築工事と電気工事で打合せを行っている。
- ネ 機械設備工事について
- (ア) 給水設備において、水圧試験、飲料水の水質試験を実施する。
 - (イ) 排水設備において、通水試験を実施する。
 - (ウ) 調査日時時点で未済の各工事において、各種の試験を実施すること。
 - (エ) さく井工事において、揚水試験、水質検査を実施している。検査結果を確認した。
- ノ 舞台設備工事について
- (ア) すのこの機器荷重に変更はないとのことである。
 - (イ) 音響反射板鉄骨骨組の構造計算書を作成し、監理者の承諾を得るとのことである。
 - (ウ) 大ホールに使用予定の椅子の吸音力特性試験（音響特性試験）を令和4年11月に実施する。その結果により建築内装材の仕様変更の必要性を判断する。
 - (エ) 大ホール・多目的ホール・音楽スタジオ・リハーサル室等の音響性能について、予備測定、本測定を令和5年9月頃実施する。

「所見」

各工事とも、調査日時点までに実施した検査・試験報告書等は、提出整理されており、特に問題はない。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 本工事の施工において、最も高度な施工品質を求められるのは、ホール等の音響性能に関わる防振遮音性能及び、室内許容騒音レベルの達成であると思われる。今後の精密な施工を期待したい。
- (2) 内装工事において、乾式壁（軽量鉄骨下地石膏ボード張り塗装仕上げ）の耐火性能及び遮音性能の低下を防止するため、石膏ボード周辺（柱、梁取合部）及びコンセント・スイッチボックス等の開口部周辺のすき間処理（貫通部処理とも）が必要であり、確実な施工を確認されたい。
- (3) 協議により特記仕様書、図面の内容を変更した場合は、完成図（竣工図：意匠図、構造図、設備図共）は、変更箇所が判別可能なようにマークを付けて修正しておくことが望ましい。

5 現場調査結果

監督員、監理者、現場代理人等の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。竣工は令和5年10月末の予定である。その後、開業支援を行う。

(1) 現況について

調査時の現況は、建築工事は6階の躯体工事、1階内装工事、一部外装工事中である。電気設備工事、機械設備工事は各所のスリーブインサート、配線、配管、ダクト工事中である。舞台設備工事は取付機器製作中である。外構工事は現場未着手である。工事の進捗率は全体で36%であった。

(2) 品質について

- ア 建物のレベル基準の仮ベンチマーク (KBM)、建物の方角 (X1 通り、Y1 通り) を確認した。
- イ 6階躯体工事の施工状況を確認した。
- ウ 1階内装工事の施工状況を確認した。
- エ 外装工事の施工状況を確認した。
- オ 電気設備、機械設備の施工状況を確認した。

(3) 工程について

- ア 工事は工程表のとおり進捗している。

(4) 安全・衛生管理について

- ア 工事車両入出動線と交通誘導状況を確認した。
- イ 資材の仮置状況、廃材の集積状況、作業員休憩所、トイレ (男女) 手洗い設備の設置状況を確認した。
- ウ 足場架設状況、揚重機運転状況、安全柵、安全通路の設置状況を確認した。
- エ 内部工事エリア安全通路、照明設備、換気設備を確認した。

「所見」

品質、工程、安全・衛生管理について、大きな問題は見られない。
現場調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 仮囲い適所に透明クリアフェンスは設置されているが、内側に二重の仮囲いがあり内部が見通せない。工事の可視化による安全作業の徹底を図り、仮囲い頂部に防犯灯を増設し、さらなる近隣の安全確保を検討されるのが望ましい。
- (2) 工事騒音・振動レベルのデシベル値を仮囲い外面・内面に表示して、規制基準値以下に収まっているかを常時確認し作業改善に有効活用されたい。
- (3) 内部作業空間の明るさ確保、空気清浄確保、残材撤去片付、安全通路に危険注意表示等について、再確認されたい。
- (4) クレーン吊荷作業時の危険区域内通行禁止柵の設置等さらなる安全確保を検討されたい。
- (5) 今後は、各種工事が輻輳するので、より一層の品質と安全を確保して施工されたい。

以上

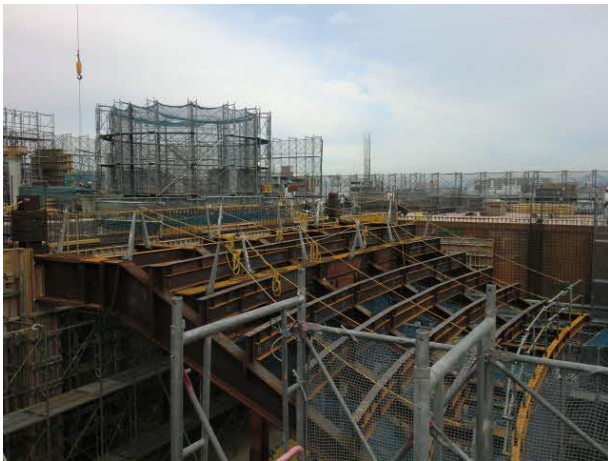
以下に現場調査写真を示す。



免震装置



丸柱頂部高強度コンクリート打設範囲



大ホール客席支持鉄骨



クローラークレーン2台揚重中



作業所自販機コーナー、喫煙スペース



クリアフェンス内側2重仮囲い

最後に

本施設の完成により、茨木市民の文化芸術活動が益々活発になり、茨木市が大いに発展されることを期待します。